

東日本大震災の宅地・地盤被害等に対する公的支援制度の確立 と放射性物質モニタリングと基礎研究の強化を求める意見書

3月11日に発生した東日本大震災においては、沿岸部の大津波被害とともに、内陸部においても液状化被害や丘陵部造成宅地の地滑り被害など地盤被害が多数発生した。

宅地・地盤被害の復旧なくして被災者の住宅の再建すなわち生活の再建は進まず、相当な費用がかかる地盤調査や復旧対策に対する強固な支援が求められている。

しかし、現状では、被災者生活支援法上の被害認定は住宅部分に特化し、宅地については対象外となっている。液状化による新たな住宅被害の認定基準が示されているものの、宅地・地盤被害そのものに対する公的支援制度の確立が切望される場所である。

さらに炉心溶融事故を引き起こした東京電力福島第一原子力発電所から、チェルノブイリ原子力発電所事故に近い大量の放射性物質が環境中に放出された。

また、取水口付近から高いレベルの放射能に汚染された水が漏れ出したほか、低レベル放射性物質を含む大量の水が海に排水された。従って、海産物、海水、海底土に放射能汚染が広がっていることは、極めて深刻な問題であり、放射能のモニタリングが綿密かつ正確に行われることが求められている。

よって、国においては次の事項について速やかに実現するよう強く要望する。

記

1. 宅地・地盤の調査と復旧に対する支援制度を創設し、東日本大震災から適用すること。
2. 被災者生活再建支援制度の被害認定に、地割れ、地盤沈下、擁壁亀裂などの宅地被害を加えること。
3. 急傾斜地崩壊事業、地すべり対策事業などの災害防止対策事業について、東日本大震災の復旧事業として国庫負担割合を拡大すること。
4. 環境と健康への影響を正確に評価するために、東京電力福島第一原子力発電所から漏れ出した高レベル排水、東京電力が投棄した低レベル排水の放射能を正確に把握する必要があるため、環境中に放出されたすべての核種とそれぞれの放射エネルギーを詳細に公表すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成23年6月22日

宮城県大河原町議会

提出先	衆議院議長	横路	孝弘	殿
	参議院議長	西岡	武夫	殿
	内閣総理大臣	菅	直人	殿
	国土交通大臣	大畠	章宏	殿
	農林水産大臣	鹿野	道彦	殿
	経済産業大臣	海江田	万里	殿